

愛莊町国土強靭化地域計画

令和2年7月

令和7年3月改訂

愛莊町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨・基本的な考え方と理念 1

- 1 計画の策定趣旨
- 2 基本的な考え方
- 3 計画期間

第 2 章 愛荘町の地域特性 4

- 1 地勢
 - (1) 地形
 - (2) 地質
- 2 本町に被害を及ぼす活断層等
- 3 気象
- 4 滋賀県の中央に位置する交通の要衝
- 5 産業

第 3 章 脆弱性の評価 9

- (1) 脆弱性の評価
- (2) 想定するリスクの設定
- (3) 起きてはならない最悪の事態の設定
- (4) 施策分野の設定
- (5) 脆弱性評価結果

第 4 章 国土強靭化の推進方針 12

- (1) 施策の重点化
- (2) 起きてはならない最悪の事態別の推進方針
- (3) 施策分野別の推進方針

別添 脆弱性評価の結果

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方と理念

1 計画の策定趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が平成25年12月に公布・施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という）が閣議決定されました。その後、中長期的な見通しに基づき、国土強靭化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に法改正が行われ、同7月に新たな基本計画が閣議決定されました。

また、基本法第13条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができるとされていることから、当町におきましても令和2年に「愛荘町国土強靭化地域計画（以下「愛荘町地域計画」という。）」を定め、安全・安心なまちづくりを進めてきたところです。

本町は、近年の平均年間水害被害額が全国と比較して少額であり、震度4を超える地震回数は関西地域の中でも少なく、自然災害の少ない地域ですが、全国各地では自然災害や異常気象など国民生活を脅かすさまざまな事象が発生しています。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう未曾有の事態が発生しました。令和5年5月に5類感染症に移行しましたが、自然災害発生時には従来の災害医療に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策が必要となっています。さらに、本町においては、「鈴鹿西縁断層帯」などの活断層による地震や「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害、強力な台風、河川の増水への対応が大きな課題となっています。

こうした災害等の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなどの対策を平時から行うことが必要であることから、「愛荘町地域計画」を改訂することとします。

2 基本的な考え方

(1) 愛荘町地域計画の位置付け

愛荘町地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画として、本町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、愛荘町地域計画は国の基本計画と調和が保たれたものとします。

(2) 愛荘町地域計画の対象とするリスク

愛荘町地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

(3) 基本目標

愛荘町地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(事前に備えるべき目標)

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

なお、「基本目標」および「事前に備えるべき目標」は、国の基本計画と調和を図るために基本計画の「基本目標」および「事前に備えるべき目標」を準用しています。

3 計画期間

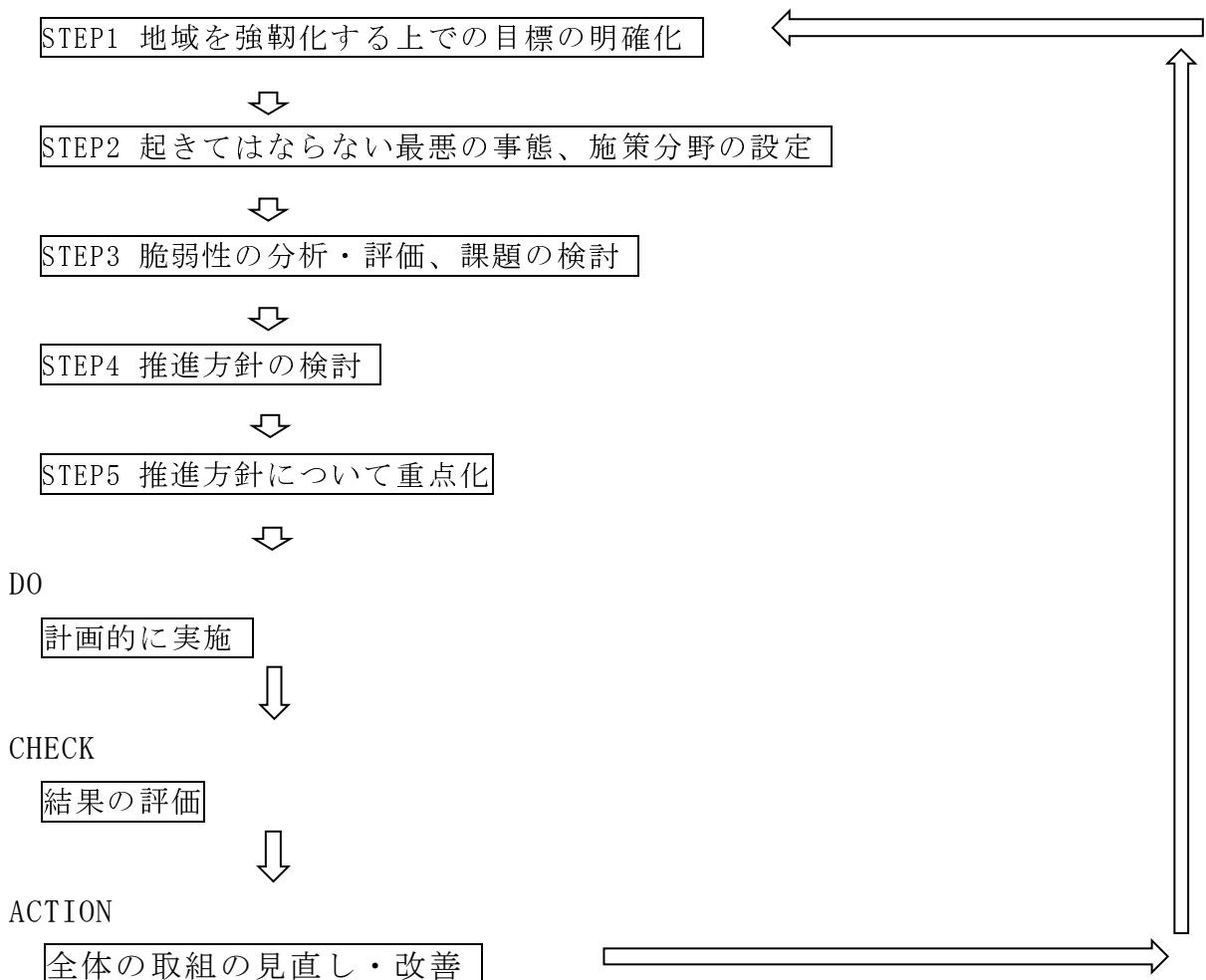
計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

計画の進捗管理の流れ

本計画は、町政の基本方針である「第2次愛荘町総合計画」等と連携を図りながら、本町における国土強靭化施策を推進する上での指針として位置づけるものです。

また、本計画では、進捗管理（PDCAサイクル）を行う中で、必要に応じて修正を行い、滋賀県の計画や社会情勢に応じてその内容の検討を行います。

PLAN



第2章 愛荘町の地域特性

1 地勢

(1) 地形

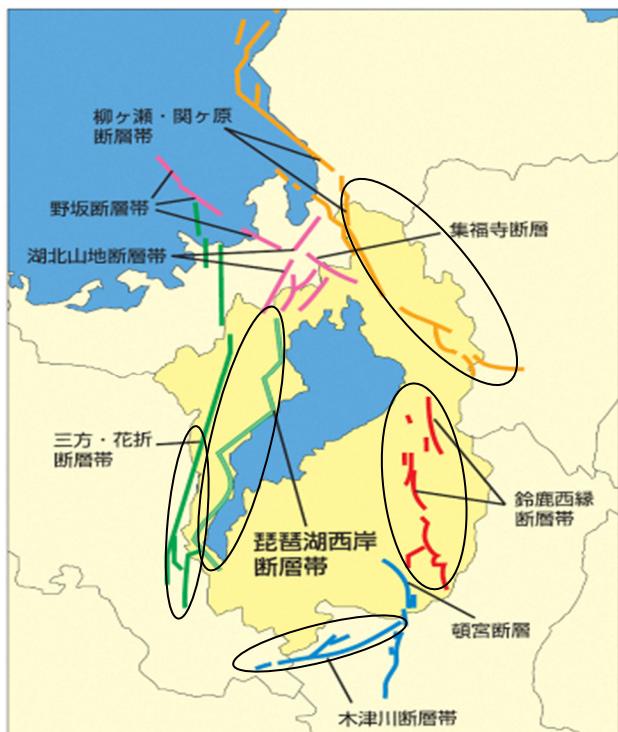
本町は、琵琶湖の東部・湖東地域に位置し、東西約13キロメートル、南北約6.9キロメートル、総面積は37.97平方キロメートルで滋賀県全体の約1%を占めています。

標高は最も高い南東部で約700メートル、低い北西部で95メートル、鈴鹿山系の山麓から西に広がる洪積丘陵と扇状地が湖東平野の一部を形成しており、南には一級河川愛知川が、中央部には一級河川宇曽川、北には岩倉川が流れています。

(2) 地質

本町の地質は、西部平野部と東部山間部とで二大別されます。西部平野部は宇曽川等河川に堆積作用により形成された沖積層であり、砂礫層および粘土層よりも、東部山間部は主として火成岩、いわゆる湖東流紋岩類より形成されています。

2 本町に被害を及ぼす活断層等



滋賀県は、若狭湾を頂点とし、伊勢湾、淡路島を結ぶ「近畿トライアングル」と呼ばれる三角形の北の頂点付近に位置し、多数の活断層が分布しています。

中でも、琵琶湖西岸断層帯の活動による地震では、県域の被害は最大で死者は2,200人、負傷者21,000人、建物全壊が39,000棟となる想定をしています。

愛荘町では鈴鹿西縁断層帯の活動による被害想定では、建物全壊3,584棟、半壊1,254棟、死者数78人と想定しています。

活断層は、地震の被害だけではなく、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地滑りや斜面崩落などの危険性が高くなっています。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、本町および県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。



【周辺の活断層(帯)分布図】

3 気象

気象について、彦根地方気象台(気象庁)により観測資料がまとめられています。気象状況(気象官署:彦根)の概要・記録は表1、2のとおりです。

表1 気象概要 平均値: 1991年~2020年

項目	内容
年間平均気温	15.0°C
年間平均降水量	1,610.0mm
年間降雪量(降雪の多さ)	81cm
年平均相対湿度	74%
年間日照時間	1,863.3時間
年間平均風速	3.0m/s
年最多風向	北西

表2 気象記録

項目	最大値	記録年月日	統計期間
日最大10分間降水量	27.5mm	2001.7.17	1937.1～2024.12
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17	1894.1～2024.12
日降水量	271.4mm	1959.9.26	1929.1～2024.12
月降水量	1,018.8mm	1896.9	1893.10～2024.12
年降水量	3,065.5mm	1896	1893～2024.12
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21	1893.10～2024.12
最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4	1920.1～2024.12
月最大深積雪	93cm	1918.1.9	1893.10～2024.12

① 気温

平均気温は県内では、大津（15.1℃）に次いで2番目に高くなっています。

② 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられます。これは停滞前線によるもので、月降水量1018.8ミリメートルを記録し、平野部において台風以外の降雨では全国的にも最大クラスです。この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していました。

しかし、一般的には、年間の降水量の平均値は1610.0ミリメートルと全国的には平均的です。月降水量は、6～7月が多く、9月がこれに次いでいます。

さらに、近年の局所的な集中豪雨等により、町域でも水害に対する危険性が高くなっています。

③ 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平均値は、81センチメートルです。

近年では平成29年1月に大雪に見舞われ、当月だけでも107センチメートルの積雪を記録しています。

④ 風向・風速

風向きは、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強く、風速は、北西の風は毎秒3～4メートル程度で、南東の風は毎秒1～2メートル程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風が強くなっています。

⑤ 霽

近年では、令和6年4月に降雹による民家、農産物の被害がありました。

4 滋賀県の中央に位置する交通の要衝

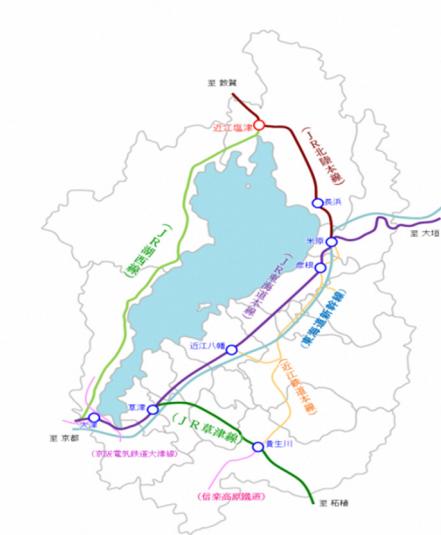
本町は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、中山道をはじめ古くから交通の要衝であり、今も国道8号、国道307号、名神高速道路が通る地理的優位性を有しています。

高速道路網は、関西国際空港や中部国際空港をはじめ、敦賀港や四日市港、大阪港、神戸港などとも結ばれています。

近畿圏と中部圏・北陸圏を東西に結ぶ国土幹線道路は、名神高速道路、新名神高速道路、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道と名阪国道があります。このうち滋賀県を通る名神高速道路と新名神高速道路、北陸自動車道は、近畿圏と中部圏・北陸圏ひいては首都圏をつなぐ、日本の道路交通の大動脈となっています。

また、鉄道は近江鉄道が本町を通過しており湖東、東近江、甲賀地域にかけたネットワークを形成しています。

こうした広域道路網・鉄道網等が寸断されれば、町民の生活に大きな影響を与えることはもちろん、滋賀県内のみならず国全体の経済活動等の停滞を招くこともあります。



【滋賀県内の鉄道路線網】



【滋賀県をとりまく高速道路網】

5 産業

本町は、名神高速道路や国道等の広域交通網と愛知川の伏流水の豊かな水源を背景として、各種製造業や商業などの産業集積が進んできました。

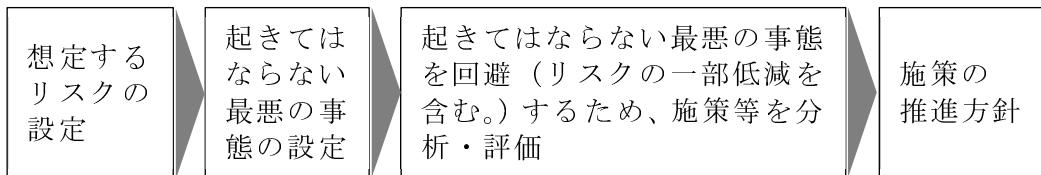
産業別就業構造は2020年国勢調査において、第3次産業が55.7%を占めて最も多くなりますが、次いで第2次産業が41.8%と高い割合を占めていることが特徴で滋賀県（32.9%）と比較して高い割合となっています。

第1次産業は2.4%と最も少なく、担い手不足により、農林業の生産者数、生産額ともに減少傾向にあります。

第3章 脆弱性の評価

(1) 脆弱性の評価

本計画を策定するに当たり、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、基本法第9条第5号の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性の評価」という。）を行いました。



(2) 想定するリスクの設定

過去の被災経験や地域特性から、本町において想定するリスクは「大規模地震」および「風水害」とします。

(3) 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととします。

本町においては、国の基本計画と調和を図りつつ本町の地域特性等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」ごとに、表3のとおり29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

表3 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
	1-2	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	1-3	突発的または広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損傷・機能不全による多数の死傷者の発生	
	1-4	大規模な土砂災害大規模氾濫（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
	1-6	防災インフラの長時間にわたる機能不全	

		2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ		2-2	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない		4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる		5-1	テレビ・ラジオ放送の中止やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する		6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町経済等への甚大な影響

(4) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避し、最悪の事態に至らないようにするためには必要な施策分野として、次の個別施策分野および横断的施策分野を設定します。

【個別施策分野】

- ①消防・防災 ②都市・交通 ③保健・医療・福祉 ④産業・経済
- ⑤教育・こども ⑥環境・上下水道 ⑦行政機能

【横断的施策分野】

- ①情報共有と防災意識の向上 ②老朽化対策

(5) 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果については、別添「脆弱性評価の結果」のとおりです。

第4章 国土強靭化の推進方針

(1) 施策の重点化

限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に国土強靭化を進めるため、影響の大きさや緊急性という観点から、表4のとおり「重点化すべき起きてはならない最悪の事態」を設定します。

表4 重点化すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		重点化すべき起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
	1-2	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	1-3	突発的または広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	

(2) 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための今後の施策の推進方針は、次のとおりとします。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 重点	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	○防火水槽を計画的に耐震性を有する防火水槽に更新するとともに、設置個所の充実を図る。 ○消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。

- 消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。
- 消防団員の確保と資質の向上を図る。
- 公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定する。
- 民間の高齢者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
- 耐震改修促進計画の見直しを行う。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、耐震改修促進計画に基づき、木造住宅等の耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 災害時の緊急輸送路や広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 避難路の安全を確保するため避難路に面する民間ブロック塀等の耐震化の支援と啓発を図る。
- 地震による建物倒壊被害の拡大を防止するため、狭い道路の拡幅を推進する。
- 不特定多数が利用する建築物で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の啓発を図る。
- 身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 学校施設等長寿命化計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 計画的に学校施設、文化振興施設、社会体育施設および図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。
- 社会体育施設の耐震化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○消防団員数	1 1 0 人	→ 1 4 2 人

1 - 2 重点	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的に実施する。 ○防火水槽を計画的に耐震性を有する防火水槽に更新するとともに、設置個所の充実を図る。 ○消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。 ○消防団員の確保と資質の向上を図る。 ○戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。 ○防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。 ○地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。 ○災害時において速やかな避難や救助を図るため、緑地・オープンスペースの確保や避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を推進する。 ○火災の延焼による被害の拡大を防止するため、狭い道路の拡幅を推進する。 ○計画的に学校施設、文化振興施設、社会体育施設および図書館の老朽化対策や天井

- 等非構造部材の耐震化を図る。
- 社会体育施設の耐震化を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 災害時の緊急輸送路や広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、避難路沿道建築物の耐震診断への支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 構造体の耐久性向上やライフラインの健全化を整備することで学校施設の長寿命化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○消防団員数	1 1 0 人	→ 1 4 2 人
○防災に関する出前講座の実施回数	2 2 回／年	2 5 回／年

1 - 3 重点	突発的または広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損傷・機能不全による多数の死傷者の発生
	<p>○水害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的に実施する。</p> <p>○防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに住民への周知を図る。</p> <p>○浸水想定区域および土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設（学校、福祉施設、幼稚施設等）において避難確保計画の策定を推進する。</p> <p>○戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。</p> <p>○防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>○広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、国・県との連携を強化し、河川改修や堤防強化対策、河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等河川整備を促進する。</p> <p>○集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、計画的な雨水排水対策を推進する。</p> <p>○雨水渠や河川水路の計画的な整備を図る。</p> <p>○身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。</p>

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○ハザードマップの更新と全世帯への配布	実施済	更新
○ハザードマップの多言語化	未実施	実施

1 - 4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	○土砂災害に対する安全性の向上を図るため、国・県との連携を強化し、砂防施設の

- 整備を促進する。
- 土砂災害の発生・被害を最小限に抑えるため、国・県との連携を強化し、急傾斜地崩壊対策を促進する。
 - 土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐため、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策を推進する。
 - 身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
防災に関する出前講座の実施回数（学校等）	3回／年	→ 4回／年

1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生						
<ul style="list-style-type: none"> ○身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。 ○豪雪時において緊急輸送路をはじめ幹線道路等の適切な除排雪を推進するとともに、除雪作業を請け負う事業者の安定的な確保を図る。 							
<table border="1"> <tr> <td>【重要業績指標】</td> <td>R 6</td> <td>R 1 1</td> </tr> <tr> <td>防災に関する出前講座の実施回数（学校等）</td> <td>3回／年</td> <td>→ 4回／年</td> </tr> </table>		【重要業績指標】	R 6	R 1 1	防災に関する出前講座の実施回数（学校等）	3回／年	→ 4回／年
【重要業績指標】	R 6	R 1 1					
防災に関する出前講座の実施回数（学校等）	3回／年	→ 4回／年					

1-6	防災インフラの長時間にわたる機能不全									
<ul style="list-style-type: none"> ○農村地域の防災減災力の向上を図るため、重要水防ため池（ハザードマップ含む。）について周知を図る。 ○新たに重要水防ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。 ○土砂災害に対する安全性の向上を図るため、国・県との連携を強化し、砂防施設の整備を促進する。 ○身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。 										
<table border="1"> <tr> <td>【重要業績指標】</td> <td>R 6</td> <td>R 1 1</td> </tr> <tr> <td>○ハザードマップの更新と全世帯への配布</td> <td>実施済</td> <td>→ 更新</td> </tr> <tr> <td>○防災に関する出前講座の実施回数（学校等）</td> <td>3回／年</td> <td>→ 4回／年</td> </tr> </table>		【重要業績指標】	R 6	R 1 1	○ハザードマップの更新と全世帯への配布	実施済	→ 更新	○防災に関する出前講座の実施回数（学校等）	3回／年	→ 4回／年
【重要業績指標】	R 6	R 1 1								
○ハザードマップの更新と全世帯への配布	実施済	→ 更新								
○防災に関する出前講座の実施回数（学校等）	3回／年	→ 4回／年								

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<ul style="list-style-type: none"> ○災害の規模や被災地のニーズに応じて支援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき支援計画を策定する。 	

- 自衛隊、警察、消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 災害時に広域的な支援・応援を円滑に行うため、他自治体と応援協定の締結や平時情報交換等により連携強化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○被災等による自治体間での応援協定締結	8	→ 10

2-2	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。 ○災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。 ○消毒液やグローブ、マスクなどの医療用品を備蓄し、定期的に更新する。 ○県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実を図る。 ○災害時に医療救護所を開設できるよう医療機関等と調整を図る。 ○災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。 ○災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。 ○災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。 		
【重要業績指標】	R 6	R 1 1
*****	***	→ ***

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ○基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電および蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。 ○トイレの確保のほか、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を踏まえた対策を進める。 ○被害認定調査やり災証明書を交付するためのマニュアルやシステム整備など被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。 ○災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。 ○災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。 ○消毒液やグローブ、マスク、トイレなどの医療用品を備蓄し、定期的に更新する。 ○県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実を図る。 ○災害時に医療救護所を開設できるよう医療機関等と調整を図る。 ○計画的に学校施設および社会体育施設の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化 		

を図る。

○社会体育施設の耐震化を図る。

○身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○避難所の環境を保つため、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調設置を行う。

○災害発生時に様々な人々が避難所を利用することを考慮し、屋内運動場のみならず、校舎なども含めた学校全体のユニバーサルデザイン化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
----------	-----	-------

○マンホールトイレの備蓄数 3台 → 4台

○学校施設（体育館）空調設備の設置 0校 → 6校

2－4 重点	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-------------------	---

○計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。

○家庭において日常備蓄（ローリングストック方式）により、非常用食料を備蓄するよう啓発する。

○拠点となる施設の整備に合わせて備蓄倉庫を整備する。

○県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定の締結の拡大を図る。

○応援物資について適切に保管できる施設を確保する。

○基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電および蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。

○災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。

○災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。

○災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
----------	-----	-------

○非常用食料等の備蓄数 食料 10,000 → 18,000 食

毛布・タオルケット 243枚 → 800枚 食

○備蓄倉庫の数 8箇所 → 10箇所 食

○災害時応援協定数 28 → 33 食

2－5 重点	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
-------------------	-----------------------------

○孤立が想定される地域において、計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。

○孤立が想定される地域において、日常備蓄（ローリングストック方式）により、非常用食料を備蓄するよう啓発する。

○孤立が想定される自治会における備蓄場所の確保を図る。

- 孤立が想定される自治会における備蓄場所の確保を図る。
- 孤立が想定される地域において、非常用電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。
- 災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。
- 災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
****	***	→ ***

2-6

大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。
- 消毒液やグローブ、マスク、トイレなどの医療用品を備蓄し、定期的に更新する。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 緊急輸送路や避難路等に埋設してある公共下水道の幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招くため、耐震診断等を行い老朽化対策・耐震化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○廃棄物処理に関する訓練の実施（累計）	0回	→ 2回

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 重点

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 防災拠点となる庁舎について適切な維持管理と機能強化を図る。
- 業務継続計画【震災編】の実効性を高めるため、隨時見直しを行う。
- 一元化された防災情報について、職員の情報分析や対応能力の向上を図るとともに、防災情報の充実を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○業務継続計画の改定	策定済	→ 改定

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下						
<ul style="list-style-type: none">○商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。○商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。○災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。○災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。○災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。							
<p>【重要業績指標】</p> <table><tr><td>○事業継続力強化計画の策定件数（累計）</td><td>R 6</td><td>R 1 1</td></tr><tr><td></td><td>12件</td><td>→ 17件</td></tr></table>		○事業継続力強化計画の策定件数（累計）	R 6	R 1 1		12件	→ 17件
○事業継続力強化計画の策定件数（累計）	R 6	R 1 1					
	12件	→ 17件					
4-2	有害物質等の大規模拡散・流出						
<ul style="list-style-type: none">○倒壊工場等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携し、適正管理の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。○アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・ばく露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。							
<p>【重要業績指標】</p> <table><tr><td>****</td><td>R 6</td><td>R 1 1</td></tr><tr><td></td><td>***</td><td>→ ***</td></tr></table>		****	R 6	R 1 1		***	→ ***
****	R 6	R 1 1					
	***	→ ***					
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響						
<ul style="list-style-type: none">○家庭において食料、飲料水、生活必需品等を1週間分備蓄するよう啓発する。○県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定の締結の拡大を図る。○災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。○災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。○災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。							

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○災害時応援協定数	2 7	→ 3 3

4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
○農業用施設の長寿命化や更新を図る。		
【重要業績指標】	R 6	R 1 1
****	***	→ ***

4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下	
○有害獣による森林および農地等への被害を防止するため、彦愛犬鳥獣被害防止計画に基づき、有害獣の捕獲、侵入防止柵や緩衝帯等の整備等の推進を図る。		
○安全な施業の確保や森林土壤を保全し、山地の防災・減災対策を推進するため、林道の法面整備や舗装、林道施設の長寿命化など計画的な林道路網整備を図る。		
○治山事業による山地災害の防止と森林の適正な保全管理を図る。		
○農村地域の防災減災力の向上を図るため、重要水防ため池（ハザードマップ含む。）について周知を図る。		
○新たに重要水防ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。		
○農業用施設の長寿命化や更新を図る。		
○農業の生産活動を維持し、農地の荒廃を防ぐため、農地等基盤整備を図る。		
○生産振興や地域振興施策など総合的な取組により、耕作放棄地の解消を図る。		
○効率的な森林の施業と適切な森林保護を通じて、防災・減災機能など森林の持つ多様な機能を十分に発揮させる。		
○森林のもつ多面的機能を回復し、山地の防災・減災対策を推進するため、計画的な除間伐などの森林整備やニホンジカの食害対策を図る。		
【重要業績指標】	R 6	R 1 1
****	***	→ ***

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 重点	テレビ・ラジオ放送の中止やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
○防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。	

- 地域における防災体制を強化するため、出前講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 避難行動要支援者の条件に該当されている方などに対して避難行動要支援者支援制度の周知を図る。
- 戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集伝達体制の充実を図る。
- 庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、非常用発電機の設置や発電容量の適量化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○防災に関する出前講座の実施回数	2 2 回／年	2 5 回／年
○ポータブル発電機の備蓄数	1 2 台	→ 2 2 台

5－2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。 ○基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電および蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。 		
【重要業績指標】	R 6 ****	R 1 1 *** → ***

5－3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の事業所での燃料、電気等を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を商工会等と連携し推進する。 ○災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。 		
【重要業績指標】	R 6 ○燃料供給に関する応援協定	R 1 1 1 件 → 2 件

5－4	上下水道等の長期間にわたる供給停止	
<ul style="list-style-type: none"> ○愛知郡上水道事務所と給水に係る連携強化を図る。 ○災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理システムの整備を推進する。 ○浄化槽に関する法定検査を徹底するとともに、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備による個別分散型処理システムの構築を推進する。 ○緊急輸送路や避難路等に埋設してある公共下水道の幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招く恐れがあるため、耐震診断等を行い老朽化対策・耐震化を図る。 ○防災拠点や避難所において緊急時のトイレを確保するため、マンホールトイレの整備を推進する。 		

【重要業績指標】	R 6	→	R 1 1
○マンホールトイレの備蓄数	3 台		4 台

5 – 5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。 ○災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。 ○災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。 ○災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。 ○停電等による信号交差点の安全性と円滑な交通流を確保するため、ラウンドアバウト交差点の整備を推進する。 ○緊急輸送路や避難路等に埋設してある公共下水道の幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招くため、耐震診断等を行い老朽化対策・耐震化を図る。 ○地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。 ○災害時において交通安全施設などの道路施設の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

【重要業績指標】	R 6	→	R 1 1
*****	***	→	***

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6 – 1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○事前防災・事前復興について、地域住民等と共にあらかじめ検討する。 ○災害時に被災者にとって必要となる支援制度に係る情報を収集して、一元的に集約する仕組みの構築を推進する。

【重要業績指標】	R 6	→	R 1 1
*****	***	→	***

6 – 2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、N P O、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から、り災した場合に町税ならびに国民健康保険、後期高齢者医療および介護保険に係る保険料の減免の制度が適用できることを周知する。 ○被災時における二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士の養成を図る。

○滋賀県被災宅地危険度判定連絡協議会に参画し、被災地への被災宅地危険度判定士を派遣する支援体制を構築する。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
****	***	→ ***

6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。
- 災害廃棄物処理の広域連携体制の構築を推進する。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
○廃棄物処理に関する訓練の実施（累計）	0 回	→ 2 回

6－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 災害後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査の普及・啓発を行うとともに調査の推進を図る。
- 被災者の住まいの確保、住宅の被害認定調査、り災証明書の発行など、事前に生活再建支援に係る想定を行うなど検討を進める。
- 仮設住宅用地等復旧・復興のための必要な用地の確保について検討する。
- 応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
地籍調査実施面積	16 km ²	→ 18 km ²

6－5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 生活文化・民俗文化について定住人口の減少により復興できなくなる事態を回避するため、活力ある集落づくりを推進するとともに、地域全体で文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を目的とした文化財保存活用地域計画を策定する。
- 博物館等における資料および展示室・収蔵庫の被害を最小限にとどめるため、展示方法、収蔵方法等を点検する。
- 有形無形の文化財を映像等で記録し、計画的なアーカイブを図る。
- 計画的に文化財建造物の耐震化を図る。
- 文化財を守る行動のとり方等について、継続的に防災訓練・啓発を推進する。
- 計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。

【重要業績指標】	R 6	R 1 1
文化財保存活用地域計画の策定	未策定	→ 策定

6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町経済等への甚大な影響		
○商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。			
○商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。			
【重要業績指標】	R 6	R 1 1	
○事業継続力強化計画の策定件数（累計）	12件	→	17件

(3) 施策分野別の推進方針

各施策の目的別に捉えた「個別施策分野」および町が抱える政策課題別に施策を横断的に捉えた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとします。

ア 個別施策分野別の推進方針

(ア) 消防・防災	
○防火水槽を計画的に耐震性を有する防火水槽に更新するとともに、設置個所の充実を図る。 ○消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。 ○消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。 ○消防団員の確保と資質の向上を図る。 ○公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的に実施する。 ○戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。 ○防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。 ○水害や土砂災害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的に実施する。 ○防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに町民等への周知を図る。 ○計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。 ○家庭において日常備蓄（ローリングストック方式）により、非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ○拠点となる施設の整備に合わせて備蓄場所を確保する。 ○県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定の締結の拡大を図る。 ○応援物資について適切に保管できる施設を確保する。 ○基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電および蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。 ○孤立が想定される地域において、計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。 ○孤立が想定される地域において、日常備蓄（ローリングストック方式）により、非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ○孤立が想定される自治会における備蓄場所の確保を図る。 ○孤立が想定される地域において、非常用電源用に自家発電機を設置し、その燃料を	

確保する。

- 孤立が想定される地域において、地域で集会所等への自主避難を含めた避難先を確保し、地域で運営できるよう啓発する。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき受援計画を策定する。
- 自衛隊、警察、消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 災害時に広域的な受援・応援を円滑に行うため、他自治体と応援協定の締結や平時の情報交換等により連携強化を図る。
- 被害認定調査やり災証明書を交付するためのマニュアルやシステム整備など被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。
- 業務継続計画の実効性を高めるため、見直しを行う。
- 一元化された防災情報について、職員の情報分析や対応能力の向上を図るとともに、防災情報の充実を図る。
- 庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、非常用発電機の設置や発電容量の適量化を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 家庭において食料、飲料水、生活必需品等を備蓄するよう啓発する。
- 耐震性防火水槽の整備を進める。
- 避難所の環境を保つため、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調設置を行う。
- 災害発生時に様々な人々が避難所を利用するなどを考慮し、屋内運動場のみならず、校舎なども含めた学校全体のユニバーサルデザイン化を図る。
- 事前防災・事前復興について、地域住民等と共にあらかじめ検討する。
- 災害時に被災者にとって必要となる支援制度に係る情報を収集して、一元的に集約する仕組みの構築を推進する。

(1) 都市・交通

- 被災者の住まいの確保、住宅の被害認定調査、り災証明書の発行など、事前に生活再建支援に係る想定を行うなど検討を進める。
- 仮設住宅用地等復旧・復興のための必要な用地の確保について検討する。
- 広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、国・県との連携を強化し、河川改修や堤防強化対策、河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等河川整備を促進する。
 - 【一級河川】
愛知川、宇曽川
- 災害時において緊急輸送路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。
 - 【国道】
国道 8 号、国道 307 号、町内主要県道
- 災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。
 - 【鉄道】

J R 琵琶湖線、近江鉄道本線

【駅】

近江鉄道 愛知川駅

- 災害時において緊急輸送路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 豪雪時において緊急輸送路をはじめ幹線道路等の適切な除排雪を推進するとともに、除雪作業を請け負う事業者の安定的な確保を図る。
- 災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 停電等による信号交差点の安全性と円滑な交通流を確保するため、ラウンドアバウト交差点の整備を推進する。
- 災害時において交通安全施設などの道路施設の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理と計画的な修繕を図る。
- 雨水渠・河川水路の計画的な整備を図る。
- 土砂災害に対する安全性の向上を図るため、国・県との連携を強化し、砂防施設の整備を促進する。
- 土砂災害の発生・被害を最小限に抑えるため、国・県との連携を強化し、急傾斜地崩壊対策を促進する。
- 災害後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査の普及・啓発を行うとともに調査の推進を図る。
- 既存建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、木造住宅等の耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 災害時において速やかな避難や救助を図るため、緑地・オープンスペースの確保や避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 被災時における二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士の養成を図る。
- 滋賀県被災宅地危険度判定連絡協議会に参画し、被災地への被災宅地危険度判定士を派遣する支援体制を構築する。
- 避難路の安全を確保するため避難路に面する民間ブロック塀等の耐震化の支援と啓発を図る。
- 火災の延焼による被害および地震による建物倒壊被害の拡大を防止するため、狭い道路の拡幅を推進する。
- 不特定多数が利用する建築物で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の啓発を図る。
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐため、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策を推進する。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、避難路沿道建築物の耐震診断への支援や耐震化の普及啓発を図る。
- アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・ばく露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推

進する。

(ウ) 保健・医療・福祉

- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的に実施する。
- 水害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的に実施する。
- 災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。
- 避難行動要支援者の条件に該当されている方などに対して避難行動要支援者支援制度の周知を図る。
- 民間の高齢者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。
- 消毒液やグローブ、マスク、トイレなどの医療用品を備蓄し、定期的に更新する。
- 県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実を図る。
- 災害時に医療救護所を開設できるよう医療機関等と調整を図る。
- 災害時に被災者にとって必要となる支援制度に係る情報を収集して、一元的に集約する仕組みの構築を推進する。

(イ) 産業・経済

- 効率的な森林の施業と適切な森林保護を通じて、防災・減災機能など森林の持つ多様な機能を十分に発揮させる。
- 森林のもつ多面的機能を回復し、山地の防災・減災対策を推進するため、計画的な除間伐などの森林整備やニホンジカの食害対策を図る。
- 有害獣による森林および農地等への被害を防止するため、彦愛犬鳥獣被害防止計画に基づき、有害獣の捕獲、侵入防止柵や緩衝帯等の整備等の推進を図る。
- 安全な施業の確保や森林土壤を保全し、山地の防災・減災対策を推進するため、林道の法面整備や舗装、林道施設の長寿命化など計画的な林道路網整備を図る。
- 治山事業による山地災害の防止と森林の適正な保全管理を図る。
- 農業用施設の長寿命化や更新を図る。
- 農村地域の防災減災力の向上を図るため、重要水防ため池（ハザードマップ含む。）について周知を図る。
- 新たに重要水防ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。
- 農業の生産活動を維持し、農地の荒廃を防ぐため、農地等基盤整備を図る。
- 生産振興や地域振興施策など総合的な取組により、耕作放棄地の解消を図る。
- 商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。
- 商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。

(才) 教育・こども

- 生活文化・民俗文化について定住人口の減少により復興できなくなる事態を回避するため、活力ある集落づくりを推進するとともに、地域全体で文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を目的とした文化財保存活用地域計画を策定する。
- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的に実施する。
- 水害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的に実施する。
- 身を守る行動のとり方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 学校施設等長寿命化計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 計画的に学校施設、文化振興施設、社会体育施設および図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。
- 社会体育施設の耐震化を図る。
- 避難所の環境を保つため、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調設置を行う。
- 災害発生時に様々な人々が避難所を利用するなどを考慮し、屋内運動場のみならず、校舎なども含めた学校全体のユニバーサルデザイン化を図る。
- 博物館等における資料および展示室・収蔵庫の被害を最小限にとどめるため、展示方法、収蔵方法等を点検する。
- 有形無形の文化を映像等について記録し、計画的なアーカイブを図る。
- 計画的に文化財建造物の耐震化を図る。
- 文化財を守る行動のとり方等について、継続的に防災訓練・啓発を推進する。
- 計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。

(才) 環境・上下水道

- 災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入の普及啓発を図る。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理システムの整備を推進する。
- 浄化槽に関する法定検査を徹底するとともに、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備による個別分散型処理システムの構築を推進する。
- 倒壊工場等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携し、適正管理の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。
- 災害廃棄物処理の広域連携体制の構築を推進する。
- 災害時の事業所での燃料、電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を商工会等と連携し推進する。
- アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・ばく露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推

進する。

- 緊急輸送路や避難路等に埋設してある公共下水道の幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招くため、耐震診断等を行い老朽化対策・耐震化を図る。
- 防災拠点や避難所において緊急時のトイレを確保するため、マンホールトイレの整備を推進する。
- 愛知郡上水道事務所と応急給水に係る連携強化を図る。
- トイレの確保のほか、避難所開放指針等を踏まえた対策を進める。

(‡) 行政機能

- 防災拠点となる庁舎について適切な維持管理と機能強化を図る。
- 庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、非常用発電機の設置や発電容量の適量化を図る。
- 災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。
- 日頃から、り災した場合に町税並びに国民健康保険、後期高齢者医療および介護保険に係る保険料の減免の制度が適用できることを周知する。
- 公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定する。

イ 横断的施策分野

(ア) 情報共有と防災意識の向上

- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的に実施する。
- 水害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的に実施する。
- 戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。
- 防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに町民等への周知を図る。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて支援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき受援計画を策定する。
- 自衛隊、警察、消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 災害時に広域的な受援・応援を円滑に行うため、他自治体と応援協定の締結や平時の情報交換等により連携強化を図る。
- 一元化された防災情報について、職員の情報分析や対応能力の向上を図るとともに、防災情報の充実を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座等を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。
- 災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。

- 避難行動要支援者の条件に該当されている方などに対して避難行動要支援者支援制度の周知を図る。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。
- 農村地域の防災減災力の向上を図るため、重要水防ため池（ハザードマップ含む。）について周知を図る。
- 商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。
- 商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 避難路の安全を確保するため避難路に面する民間ブロック塀等の耐震化の支援と啓発を図る。
- 不特定多数が利用する建築物で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の啓発を図る。
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐため、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策を推進する。
- 事前防災・事前復興について、地域住民等と共にあらかじめ検討する。

(イ) 老朽化対策

- 消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。
- 消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。
- 民間の高齢者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
- 農業用施設の長寿命化や更新を図る。
- 災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。
- 災害時における橋梁の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 災害時において交通安全施設などの道路施設の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理と計画的な修繕を図る。
- 既存建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 計画的に学校施設、文化振興施設、社会体育施設および図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。
- 社会体育施設の耐震化を図る。
- 計画的に文化財建造物の耐震化を図る。
- 計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。

(参考)

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靭化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。

(国土強靭化基本計画)

第10条 政府は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靭化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画を（以下「国土強靭化基本計画」という。）、国土強靭化基本計画以外の国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

(国土強靭化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係)

第14条 国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(国土強靭化基本計画の案の作成)

第17条 本部は、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靭化基本計画の案を作成しなければならない。

2～3 省略

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。